

平成 20 年 2 月 28 日

岐阜市教育委員会
教育長 安藤 征治 様

岐阜市 3 中学校再編問題協議会
会長 藤澤 眞一

3 中学校（（仮称）南中学校、（仮称）北中学校、島中学校）の 再編に係る意見書

岐阜市 3 中学校再編問題協議会（以下「3 中協議会」という。）は、岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下「通学区域審議会」という。）からの平成 14 年 5 月 1 日付け答申「旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域のあり方について」（以下「答申」という。）及び平成 17 年 8 月に市が決定した「旧市内小中学校の適正規模化・適正配置の方針」（以下「旧市内小中方針」という。）を受け、3 中学校（（仮称）南中学校、（仮称）北中学校、島中学校）の再編（以下「3 中学校再編」という。）について、子どもたちの教育環境としてどうあるべきかを基本に置き、関係する小学校、中学校及び地域の関係者への説明会や意見交換会等を実施し、検討や協議を重ねてまいりました。

そして、3 中学校再編に係る 3 中協議会の考え方を下記のとおり意見書としてまとめました。

ついでには、この考え方にに基づき、3 中学校の適正規模化・適正配置を図られるよう、教育委員会に対して強く要望します。

記

1 3 中学校再編については、次の内容で進めること。

- (1)（仮称）南中学校は、金華、京町、明德、本郷の子どもたちが通学する中学校として設置し、その用地は京町小学校跡地等を活用すること。一方、（仮称）北中学校は、早田、則武の子どもたちが通学する中学校として設置し、その用地及び校舎は、現明郷中学校を活用すること。

なお、（仮称）南中学校の用地については、京町小学校跡地のみでは中学校用地として狭隘であるため、京町小学校に隣接する県所有の盲学校跡地を含めた用地確保及び中央青少年会館並びに公民館の配置について、平成 20 年度中に結論を出すこと。

- (2)関係 6 校区（金華、京町、明德、本郷、早田、則武）在住の中学生に対する通学区域の変更は、平成 24 年 4 月に施行すること。
- (3)島中学校は、依然として大規模校化の状況が継続することが予想される。そのため、上記（2）に基づく平成 24 年 4 月の再編が実施されるまでの間、普通教室の確保等の適切な教育環境の維持が既存施設で対応ができなくなった場合には、必要に応じた対応策を速やかに講じること。
- 2 教育委員会は、前項に基づき、「3 中学校再編に対する方針」を早期に明確にし、関係する小中学校や地域の関係者にそれを周知すること。
- 3 3 中学校再編に伴う校名、学校づくり等の地域に係わる諸問題の検討については、関係する校区の自治会・P T A・学校の関係者などで構成する準備委員会を設置すること。